

函 農 企

令和4年(2022年)2月17日

経済建設常任委員会委員各位

農 林 水 産 部 長

函館市鳥獣被害防止計画（第5期）（原案）に対するパブリック
コメント（意見公募）手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等からの意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 意見提出者数／意見の数

個人（郵送） 1人／1件

2 修正の有無

無

3 公表の時期

令和4年2月17日

4 公表する資料

函館市鳥獣被害防止計画（第5期）（原案）に対するパブリック
コメント（意見公募）手続の実施結果について

（農林水産部企画調整課）

函館市鳥獣被害防止計画（第5期）（原案）に対するパブリックコメント
（意見公募）手続の実施結果について

案件名	函館市鳥獣被害防止計画（第5期）（原案）
募集期間	令和4年（2022年）1月5日（水）～2月4日（金）
担当課	農林水産部農林整備課
意見提出者数	個人1名（1件）

○函館市鳥獣被害防止計画（第5期）（原案）に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」については、原文を要約して載せています。

意見の概要		市の考え方
1	<p>近年，中心市街地にある家の周辺でキツネを見かける。威嚇により怖い思いをするので駆除してください。</p> <p>また，市内にアライグマはいるのですか。</p>	<p>「函館市鳥獣被害防止計画」は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づきヒグマ・シカ・トドを対象として地域における農林水産業等の被害防止対策を推進するために策定しており，キツネは本計画の対象鳥獣としておりません。</p> <p>キツネにつきましては，近年市街地における目撃情報が寄せられており，このことは，人間が安易にエサを与えたり，キツネのすみかとなる空地や空家が増加したりと様々な要因が考えられますが，キツネは鳥獣保護管理法に規定されている野生動物であり基本的に駆除は難しいことから，周辺町会，小学校等へのチラシの配布により，みだりにキツネに近寄らない，追い払うなどの対策をお願いしてまいりたいと考えております。</p> <p>また，市内におけるアライグマの生息につきましては，生息調査が開始された平成4年から現在まで生息が確認された事例はありません。</p>
意見等を考慮した結果の修正案		意見による修正はありません。
お問い合わせ先		<p>農林水産部農林整備課 TEL:0138-21-3344 FAX:0138-23-0325 Email:nourinseibi@city.hakodate.hokkaido.jp</p>